

船橋市立リハビリテーション病院指定管理者
募集要項

平成17年11月
船橋市

目次

第1	指定管理者の募集について	4
1	募集要項について	4
2	応募の要件について	4
3	選定方法等について	5
第2	本病院設置の経緯等について	6
第3	本病院の役割及び基本的な経営方針について	7
1	本病院の役割	7
2	基本的な経営方針	7
第4	本病院の概要	9
1	運営形態	9
2	所在地	9
3	病院施設概要	9
4	施設の主な内容	9
5	指定管理者の選定から病院開院までの主なスケジュール	9
第5	指定管理者制度について	11
1	制度の概要	11
2	本市と指定管理者との関係	11
3	指定管理者のメリット	12
4	本病院の運営に関係する者	13
5	本病院の指定管理者指定条件	14
第6	業務内容	16
1	概要	16
2	業務内容	16
3	指定期間	16
第7	応募方法	17
1	スケジュール（予定）	17
2	募集要項に関する説明会の開催	17
3	募集要項に関する質問	18

4	事業計画書の提出	18
5	事業計画書の作成要領	19
6	その他留意事項	21
第8	最適候補者及び次席者の選定方法について	22
1	選定委員会の設置	22
2	選定委員会の公開	22
3	審査方法	22
4	審査手順	22
5	審査事項	23
第9	指定管理者指定条件	24
第10	提案要求事項	25

第1 指定管理者の募集について

1 募集要項について

船橋市（以下「本市」という。）は、「船橋市立リハビリテーション病院条例」（平成17年条例第48号）第7条の規定に基づき、船橋市立リハビリテーション病院（以下「本病院」という。）を管理運営する指定管理者を募集する。

本募集要項は、指定管理者となる最適候補者及び次席者を選定するため、応募方法、提出書類、選定方法、指定管理者指定条件、提案要求事項等を示したものである。募集要項は、募集要項本体のほか以下の資料から構成されており、これらは募集要項と一体のものである。

- ・（資料1）指定管理者指定条件
- ・（資料2）様式集
- ・（資料3）案内図、外観イメージ及び配置ダイアグラム
- ・（資料4）地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）
- ・（資料5）地方自治法の一部を改正する法律の公布について（平成15年7月17日総行第87号総務省自治行政局長通知）
- ・（資料6）地方自治法に基づく指定管理者制度の活用の際しての留意事項について（平成15年11月21日医政総発第1121002号厚生労働省医政局総務課長通知）
- ・（資料7）船橋市立リハビリテーション病院条例（平成17年条例第48号）
- ・（資料8）船橋市立リハビリテーション病院条例施行規則（平成17年規則第84号）
- ・（資料9）リハビリテーション病院設置・運営形態検討委員会報告書（平成16年2月）

2 応募の要件について

(1) 以下のいずれにも該当すること。

ア) 医療法において病院を開設することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ) 平成17年11月1日現在において、病床数80床以上の回復期リハビリテーション病棟（診療報酬基準の「回復期リハビリテーション病棟入院料」を取得している病棟）を運営していること。

ウ) 以下のいずれにも該当しない法人等であること。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該

当する者

- ②応募書類提出期限の日（平成17年12月19日）において、本市の指名停止措置を受けている者又は本市の指名停止措置要件に該当すると認められる者
- ③応募書類提出時において、納期限の到来した国税・地方税を滞納している者

3 選定方法等について

最適候補者及び次席者の選定は、「公募型プロポーザル方式」により行う。指定管理者の募集および選定に関する手順は、以下に示すとおりである。

- ①指定管理者の選定に当たり、「船橋市立リハビリテーション病院指定管理者選定委員会」を設置した。
- ②指定を受けようとする法人等について公募し、応募のあった法人等について、選定委員会が第1次審査を実施する。
- ③選定委員会は、第1次審査の合格者に対して第2次審査を実施し、最適候補者及び次席者を選定し、本市に報告する。
- ④本市は、選定委員会の報告を受けて最適候補者及び次席者を決定する。
- ⑤本市と最適候補者は、最適候補者の提案書に基づき、本業務にかかる諸条件の詳細について協議を行う。両者合意後、本市は、最適候補者を指定管理者とする市議会の議決を経て、最適候補者と基本協定、管理の準備に関する協定及び年次協定（以下「協定」と総称する。）を締結するものとする。

第2 リハビリテーション病院設置の経緯等について

本市が属する千葉県東葛南部医療圏は、本市のほか市川市、浦安市、鎌ヶ谷市、八千代市、習志野市の6市（人口約160万人）から構成されている。本医療圏において、本市が開設している船橋市立医療センターは、千葉県の三次救急医療施設として、中核的な役割を果たすとともに、高い救命率を達成しているところである。

急性期の疾病のうち脳卒中や大腿骨頸部骨折等については、発症早期に集中的なリハビリテーションを行うことにより、後遺障害の軽減や寝たきり防止等を図ることができるといわれているが、東葛南部医療圏にはこうしたリハビリテーションを専門的に行う医療機関が少なく、平成17年5月現在、市内では3病院108床、医療圏全体でも6病院297床しか整備されておらず、患者様が十分なリハビリテーション医療を受けられず在宅に復帰されるケースも見受けられる。

特に、脳卒中は、高齢者が要介護になる原因の第1位である（2001年国民生活基礎調査）こと、また、本市においても、救急車で搬送された脳卒中患者のうち67%が、退院時において何らかの介助を必要とする状態である（船橋市医師会「船橋市救急医療白書2002」）ことから、脳卒中の患者様に対するリハビリテーション医療の充実が急務であると考えている。

このため、脳卒中等の患者様が再び生き生きとした生活を回復できるよう、回復期におけるリハビリテーション医療を専門的に提供するとともに、地域リハビリテーション体制における中核的な役割を果たす本病院を設置し、東葛南部医療圏におけるリハビリテーション医療の充実を図ることとした。

回復期リハビリテーションについては、平成12年の診療報酬改定により特定入院料として「回復期リハビリテーション病棟入院料」が新設されているが、本病院は回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準以上の手厚い人員配置により、質の高いリハビリテーションを提供したいと考えている。

診療報酬改定後5年が経過し、回復期リハビリ病棟を開設する病院が徐々に増えつつあることを踏まえ、本病院の運営は、回復期リハビリテーション病棟の運営に関し十分な実績があり、かつ患者様と家族の視点に立った医療を実践し、公的医療機関としての役割を十分に果たすことができる民間の法人等に委託したいと考え、指定管理者を募集することとした。

第3 本病院の役割及び基本的な経営方針

本病院は、急性期病院と連携し、急性期病院で脳卒中等の治療後に身体機能に障害を生じている患者様をできるだけ早期に受け入れ、患者様の後遺障害の軽減や寝たきりを防止する回復期のリハビリテーションを提供するとともに、急性期及び維持期のリハビリテーションを提供する者と緊密な連携による継続的なリハビリテーションを提供する。

本病院の役割、基本的な運営方針は以下のとおりである。

1 本病院の役割

(1) 患者様及び家族の生活の質を高めること

本病院の役割は、回復期のリハビリテーションを集中的に行い、患者様の早期の社会復帰を図り、患者様とその家族の生活の質を高めるとともに、患者様とその家族がいきいきとした生活を送ることができるよう支援することである。

そのため、身体機能の訓練だけではなく、患者様や家族の精神面への支援も十分に行わなければならない。

(2) リハビリテーション医療の充実

リハビリテーション医療は、患者様の容態により急性期、回復期、維持期に区別され、急性期から維持期へと継続的かつ円滑に提供されることが重要である。

しかし、本市においては、リハビリテーション医療の中核である回復期のリハビリテーションを行う病棟が不足しており、リハビリテーション医療を必要としている患者様すべてが急性期から維持期まで十分なリハビリテーションを受けているとは言えない状況である。

このため、本病院は、回復期のリハビリテーションを専門に提供するとともに、急性期から回復期、回復期から維持期へと繋ぐ要となる役割を担うことが期待されているものである。

また、本病院は、診療所、通所リハビリテーション等維持期の施設と連携するとともに、最新のリハビリテーションに関する情報の提供や研修会を開催するなどリハビリテーションの中核的な役割を担うことが期待されている。

2 基本的な経営方針

本病院は、患者様及びその家族の視点に立って最適なサービスを提供するとともに、効率的な管理を行うことを基本方針として条例で定めている。

(条例第5条)

そのほか次の事項について定めている。

①管理の内容を公表する等その管理の状況を明らかにすること。(条例第12条)

②本市は、基本方針に沿った管理を実現するため、管理の実績について評価し必要な措置を講じること。(条例第13条、規則第8条)

③入院患者様に対しては毎日リハビリテーションを実施すること。(条例第14条)

第4 本病院の概要

以下、本病院の概要を示す。

1 運営形態

- ・開設者 船橋市
- ・管理者 指定管理者

2 所在地

千葉県船橋市夏見台4丁目26番1号

3 病院施設概要

- ・病床数 200床（一般病床）
- ・延べ床面積 14,158.09㎡
- ・階数 地上4階
- ・駐車場 128台
- ・敷地面積 18,574.92㎡

4 施設の内容

(1) 1階

理学療法コーナー、水治療室、言語療法室、工作室、作業療法室、木工室、作業療法評価室、外来診察室、外来ホール、歯科診察室、検査室、放射線部門（MRI室、CT室等）、管理部門（事務室、院長室、スタッフ室、会議室等）厨房、薬局、売店、喫茶ラウンジ、TELコーナー、理美容室、中央監視室、当直室、霊安室、図書室、機械室

(2) 2階（1病棟34床×2）

病室（1床室×12、4床室×14室）、食堂、デイコーナー、言語療法室、スタッフ室、診察室、浴室

(3) 3階（1病棟34床×2）

病室（1床室×12、4床室×14室）、食堂、デイコーナー、言語療法室、スタッフ室、診察室、浴室

(4) 4階（1病棟32床×2）

病室（1床室×16、4床室×12室）、食堂、デイコーナー、言語療法室、スタッフ室、診察室、浴室

5 指定管理者の選定から病院開院までの主なスケジュール（予定）

- ・事業計画書の提出 平成17年12月19日

- ・最適候補者の選定 平成18年 1月中旬
- ・指定管理者指定 平成18年 4月
- ・基本協定書締結 平成18年 4月
- ・年次協定書締結 平成18年 4月
- ・病院施設の建設 平成17年10月～平成19年12月
- ・開設準備協定締結 平成19年12月
- ・開設準備 平成20年 1月～平成20年 3月
- ・開院 平成20年 4月

第5 指定管理者制度について

1 制度の概要

地方公共団体が設置する市民が使用する施設（公の施設）については、地方自治法の規定に基づき、各地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、その管理を代行することができることとされている（指定管理者制度）。

医療法上、開設者が病院の運営そのものを委託することは想定されていないが、「地方自治法に基づく指定管理者制度の活用に際しての留意事項について」（平成15年11月21日医政総発第1121002号厚生労働省医政局総務課長通知）により、病院においても指定管理者制度により委託することが可能であるとされている。

本病院は、指定管理者制度により、民間の団体等に運営を委託するものである。

公の施設の管理については、従前から地方自治法で「管理委託制度」として、地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資する団体等に限って管理の委託が認められていた。しかしながら、多様化する住民ニーズに、より適切に対応する必要性から、民間の能力を活用して効果的・効率的な行政サービスを提供できるよう、「管理委託制度」を抜本的に見直し、平成15年度に「指定管理者制度」が創設された。

従前の管理委託制度においては、委託可能な団体の要件が厳しく定義されていたほか、条例に委託先を明記することとされており、厳格な事前チェックをその本旨としていたが、指定管理者制度においては、民間の能力を積極的に活用する観点から、従前の事前チェックから事後チェックへと抜本的にスタンスを変更し、個別の法令で制限されている場合を除き、委託可能な団体には事実上制限を撤廃し、条例上も委託先を明記することが不要とされた。一方で、指定管理者の指定に当たっては、議会の議決を経ることとされ、委託先や指定期間について議会のチェックを受けることとされたほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができることとされた。すなわち、指定管理者制度においては、①委託先の選定に当たっての間口を広げた一方で、②指定期間を有期限とし、③指定期間経過後の事後チェックを議会の関与の下徹底することとされた。

したがって、指定管理者は、効果的・効率的な運営が求められるだけでなく、常にその事業成果を明らかにする責務があることを十分認識する必要がある。

2 本市と指定管理者との関係

指定管理者制度の趣旨は、「運営」において民間のノウハウを活用することである。指定管理者は、本病院がその役割を確実に果たせるよう、持てるノウ

ハウを全てつぎ込み病院の運営に当たり、その結果である事業成果を明らかにしなければならない。一方、病院開設者である本市は、公設の医療機関として果たすべき役割や病院の在るべき姿など、病院経営の根幹をなす事項について責任を負うものである。

本市は、指定管理者の事業成果を本病院が「効率的な運営の基で患者様と家族の視点に立って最適なサービスを提供することができたか」という観点から評価し、改善すべき点があれば、本市と指定管理者は協力して速やかに改善すべきものとする。

こうしたプロセスにおいて、本市と指定管理者は、一つの目標に向け適切に役割分担されたパートナーであると考えられる。

以下、基本的な役割分担を示す。

【基本的な役割分担】

本市	指定管理者
○本病院の開設者として、中期目標を示すこと	
○中期行動計画を承認すること	○本市の示す中期目標に基づく中期行動計画を作成し、承認を得ること
	○中期計画に基づき、毎事業年度の目標と行動計画を定めて、本市に届け出ること。
○中期目標の達成状況及び毎年度の事業実績の評価を行い、必要に応じて助言又は指導を行うこと	○毎年度事業報告をすること
○目標とのギャップを生じている場合には、双方協議の上、その原因を突き止め、必要に応じて中期行動計画等を見直すこと	○目標とのギャップを生じている場合には、双方協議の上、その原因を突き止め、必要に応じて中期行動計画等を見直すこと

3 指定管理者のメリット

指定管理者にとって、本病院を運営することのメリットを以下のように想定している。

- ①本病院は、経営の安定性・効率性に配慮しつつ、公設の医療機関として、急性期から維持期までを見据えた地域リハビリテーション体制の構築において中心的な役割を果たすことが期待されており、理想的なリハビリテーション病院の在り方を追求する機会として、極めてやりがいのある業務であること。
- ②通常、病院の開設に必要な土地や施設の確保・整備に関しては本市が負担することから、イニシャルコストの負担が極めて低いこと。
- ③運営に当たっては、本市と協議の上決定された経営方針に沿って運営することが求められるなど一定の制限があるものの、診療報酬の徴収や施設の利用許可を含め、原則として指定管理者が自由に運営することができること。

- ④運営により生じた剰余金については、指定管理者の収益として計上できること。（ただし、剰余金については、医療の質向上のため施設・設備の整備やスタッフの能力向上等に充てるとともに、一部を本市の地域リハビリテーションの充実に充てていただくことを考えている。）
- ⑤公設のリハビリテーション病院は全国的にも数が少ないことから、その取組が全国的に注目されるものであること。

4 本病院の運営に関係する者

病院の運営に関係する者は様々であるが、特に公設の医療機関として、市当局のほか民間の病院と異なる関係者がいることに留意すること。

以下、主な関係者を示す。

(1) 患者様及びその家族

言うまでもなく、本病院の「第一の顧客」である。

(2) 地域住民及び市民

本病院の建設は、土地の所有者を始めとする地域住民の大きな理解の上に成り立っている。また、本病院の建設に要する費用は、市民の税金により賄われている。

(3) 市議会

市民を代表する市議会は、条例案や議案の承認において本病院の運営に関わっている。また、市議会定例会等を通じて、本病院の運営状況等について市長に説明を求めるなど、チェック機能を有している。

(4) 千葉県

病院の開設許可権者である。本病院の施設・設備の整備に必要な主要な財源として起債を予定している。このため、起債の許可権者である千葉県から必要な説明を求められることがある。また、施設整備費の一部として、千葉県からの補助金を申請する予定である。

(5) 厚生労働省

施設及び設備整備費の一部として、厚生労働省からの補助金を申請する予定である。

(6) 急性期病院

医療センターを始めとする急性期病院と連携し、患者様情報等を共有することにより、発症早期の入院が可能となるとともに、患者様の在宅での生活に向けた日常動作の目標を共有することができる。

(7) ケアマネジャー、老人保健施設等

患者様に急性期から維持期へと継ぎ目のないリハビリテーションを提供するため、ケアマネジャーを始めとする維持期リハビリテーション、在

宅介護を担うスタッフとの連携が必要となる。

(8) 本病院のスタッフ

患者様に質の高いリハビリテーション医療を提供するとともに、その家族に対する支援・助言を行うのは、本病院のスタッフである。このため、スタッフにとって働きやすく働き甲斐のある職場を提供する必要がある。

(9) 地域の医療従事者

本病院は地域リハビリテーション体制の構築に積極的に貢献することが求められる。このため、医師会を始めとする地域の医療従事者等に対し、研修や情報提供を通じた貢献が求められる。

(10) ボランティア

市民との協働がますます重要になる中で、本病院の運営においてもボランティアの存在は重要であると考えている。

5 本病院の指定管理者指定条件

指定管理者指定条件の詳細は、別添「指定管理者指定条件」のとおりである。この指定条件は、指定管理者に本病院の運営を委託する上で、本市が指定管理者に求める最低限の条件を示したものであり、この指定条件を満たさない事業計画書については失格となるので留意すること。

指定条件の中でも特に重要な条件は以下のとおりである。

なお、詳細については、協定書の締結に当たり協議の上決定することとしている。

- ①脳卒中の患者様に対応した回復期リハビリテーション医療を提供すること。
- ②本病院の運営は、基本的に独立採算とすること。(診療費等は指定管理者の収入とし、指定管理者はこの収入によって病院を管理運営する。)
- ③指定期間は、開院から18年間であること。ただし、引き続き指定期間についても、公募審査の上、指定管理者として選定されることは可能である。
- ④施設基準については、診療報酬上の「回復期リハビリテーション病棟入院料」の施設基準を満たすこと。ただし、人員配置については、看護師、准看護師及び看護補助者を患者様1.5人に1人以上、理学療法士及び作業療法士をそれぞれ患者様4.5人に1人以上配置すること。
- ⑤平成22年度末までに全病床をオープンすること。
- ⑥入院治療に関し、リハビリテーションは、原則として365日毎日提供すること。
- ⑦地域連携室を活用し、地域リハビリテーション関係者との連携を図ること。
- ⑧医療機器・備品類及びオーダーリングシステム等の情報システムの整備については、本市と協議する。ただし、本市が整備する場合には、その減価償却費

相当額を指定管理者負担金に上乗せするものとする。

- ⑨平成23年度から毎年度、指定管理者は本市に減価償却費相当額として指定管理者負担金177,000,000円を支払うものとする。
- ⑩本病院の管理運営において余剰金が生じた場合には、その余剰金の10%以上を地域リハビリテーションに還元するものとする。
- ⑪全病床をオープンするまでの間は、必要に応じ、本市は指定管理者に予算の範囲内で財政的支援を行うものとする。
- ⑫医療事故については、指定管理者が責任をもって対応すること。
- ⑬患者様情報の管理体制を整備するとともに、患者様情報の取り扱いには十分注意を図ること。

第6 業務内容

1 概要

本業務は、脳血管疾患、脊髄損傷等の患者様に対し、発症早期から集中的なリハビリテーション医療を提供し、患者様の後遺障害の軽減や寝たきりの防止等を図るとともに、早期の社会復帰ができるよう支援するため、本病院を管理運営すること及び開院に向けた準備行為を行うことである。

2 業務内容

本業務においては、指定管理者は、次に示した業務を行うものとする。

- ①診療に関すること。
- ②リハビリテーション関係者との業務の連携の強化及びリハビリテーション関係者に対する研修、助言その他の支援に関すること。
- ③本病院の利用の許可に関すること。
- ④診療費及び個室の利用料の収受に関すること。
- ⑤施設・設備の維持管理に関すること。
- ⑥その他市長が必要があると認めること

3 指定期間

平成20年4月から平成38年3月31日までとする。

第7 応募方法について

1 スケジュール（予定）

最適候補者及び次席者の選定までのスケジュールは以下のとおりである。ただし、都合により、日程を変更する場合があるので留意すること。

- ・募集要項に対する説明会の開催 平成17年11月 7日
- ・募集要項に関する質問受付 平成17年11月 7日～11月15日
- ・質問に対する回答 平成17年11月18日
- ・事業計画書の受付期限 平成17年12月19日
- ・事業計画書の第1次審査 平成17年12月27日
- ・事業計画書の第2次審査 平成18年 1月13日
- ・最適候補者及び次席者の選定通知 平成18年 1月16日

2 募集要項に関する説明会の開催

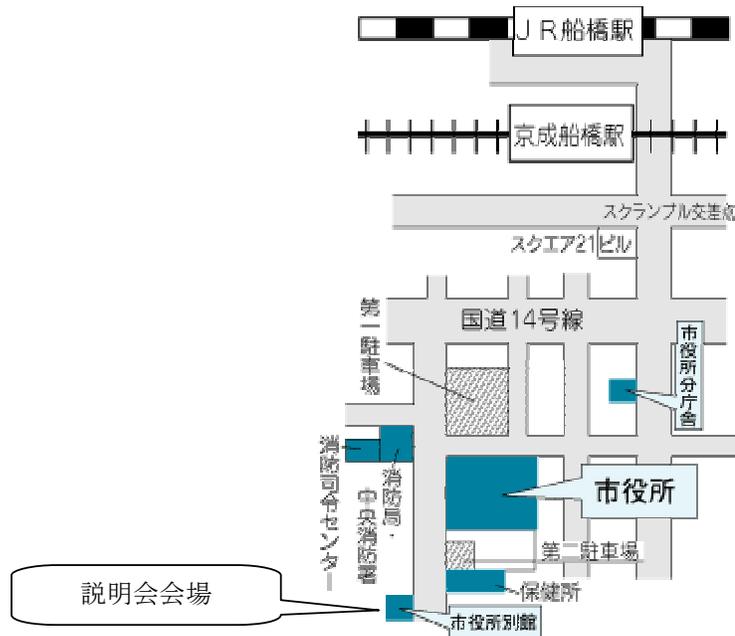
募集要項に関する説明会を次の要領で開催する。なお、説明会では募集要項を配付しないので、ホームページからダウンロードして持参すること。

(1) 日時 平成17年11月7日(月)

午後2時～午後5時

(2) 場所 千葉県船橋市湊町2-8-10

船橋市役所別館2階 大会議室



3 募集要項に関する質問

本募集要項の内容等に関する質問については、リハビリテーション病院整備室
あてEメール (kenkoseisaku@city.funabashi.chiba.jp) により送信すること。

- ・質問の期限は、平成17年11月15日(火)午後5時(メール受信日時)までとする。
- ・質問に対する回答は、平成17年11月18日(金)午後5時以降、本市ホームページに掲載する。
- ・再質問及び電話等による照会は受け付けられないので留意すること。
- ・回答は、本募集要項の追加、又は訂正とみなす。

4 事業計画書の提出

(1) 事業計画書の提出

事業計画書を次により提出すること。

- ア) 提出場所 千葉県船橋市湊町2-10-25
船橋市役所3階 健康福祉局健康部健康政策課
リハビリテーション病院整備室
- イ) 提出期限 平成17年12月19日(月) 正午(必着)
受付時間は、祝祭日及び土・日曜日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ウ) 提出方法 提出場所へ持参又は郵便等によること。

(2) 提出書類

提出書類は、次のとおり。

- ア) 指定管理者指定申請書(様式1) 原本1部、コピー11部
- イ) 事業計画書概要(様式2) 原本1部、コピー11部
- ウ) 事業計画書(様式3～様式20) 原本1部、コピー11部
- エ) 関係書類 原本1部、コピー11部
 - ①設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人・団体の概要がわかるもの
 - ②定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - ③法人にあっては、登記簿謄本
 - ④ア)の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前3事業年度の収支決算書及び事業報告書
 - ⑤法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の各納税証明書(直近3年間)
 - ⑥役員名簿及び履歴書、職種別職員数表
 - ⑦法人等が現在運営している全ての病院の概要

5 事業計画書概要及び事業計画書の作成要領

(1) 事業計画書概要

ア) 作成方法

事業計画書概要は、事業計画書の概要であり、「第10 提案要求事項」に示す項目及び内容について、括弧付数字（例：（1）本業務に当たっての基本方針）の項目レベルで要約したものとする。

枚数は4枚以内とし、本市が提供するファイル（資料2の様式2）を用い作成すること。

イ) 留意事項

事業計画書概要には、法人名等、応募者が特定できる情報を記載しないこと。

本市が提供するファイルに記載してある項目等を削除しないこと。

文字については、原則としてMS明朝、10.5ポイントとし、フォントについては必要に応じて変更して差し支えないが、ポイントの変更は認めない。

行数については、必要に応じて変更して差し支えないが、文字数や余白の変更は認めない。

必要があれば、図、写真等を用いても差し支えない。

【事業概要の項目見出し】

- 1 基本的事項
 - (1) 本業務に当たっての基本方針
- 2 病院経営
 - (1) 経営戦略及び組織
 - (2) 人材
 - (3) その他
- 3 実施する医療機能
 - (1) 回復期リハビリテーション
 - (2) 人員配置
 - (3) 入院診療
 - (4) 外来診療
 - (5) 地域の医療機関等との連携
- 4 施設及び設備
 - (1) 施設
 - (2) 設備
- 5 準備計画
 - (1) 開院準備
 - (2) 段階的な稼働
- 6 財務
 - (1) 収支見込

- (2) 資金調達
- 7 実績
 - (1) 第三者評価
 - (2) 運営実績

(2) 事業計画書

ア) 作成方法

事業計画書は、「第10 提案要求事項」に示す項目及び内容に沿って、本市が提供するファイル(資料2の様式3から様式20)を用い作成すること。(括弧付数字(例:(1)本業務に当たっての基本方針)の項目レベルごとに様式を定めており、かつ、枚数を指定している(計23枚))

記載に当たっては、できる限り具体的に記載するとともに、そのように考える背景が分かるよう、自院における取組事例などを示すこと。

【各様式の枚数等】

大項目	中項目	様式番号	枚数
1 基本的事項	(1) 本業務に当たっての基本方針	様式3	1枚
2 病院経営	(1) 経営戦略及び組織	様式4	2枚
	(2) 人材	様式5	1枚
	(3) その他	様式6	2枚
3 実施する医療機能	(1) 回復期リハビリテーション	様式7	2枚
	(2) 人員配置	様式8	1枚
	(3) 入院診療	様式9	2枚
	(4) 外来診療	様式10	1枚
	(5) 地域の医療機関等との連携	様式11	2枚
4 施設及び設備	(1) 施設	様式12	1枚
	(2) 設備	様式13	1枚
5 準備計画	(1) 開院準備	様式14	1枚
	(2) 段階的な病床の稼働	様式15	1枚
6 財務	(1) 収支見込	様式16	1枚
	(2) 資金調達	様式17	1枚
7 実績	(1) 第三者評価	様式18	1枚
	(2) 運営実績	様式19	1枚
	(3) 財務状況	様式20	1枚
計			23枚

イ) 留意事項

事業計画書概要には、法人名、所在地等、応募者が特定できる情報を記載しないこと。

本市が提供するファイルにはあらかじめ改行を挿入し、指定枚数をあらかじめ設定している。不要な頁が生じる場合であっても余白とし、枚数を変更しないこと。

また、ファイルに記載してある項目等を削除しないこと。

文字については、原則としてMS明朝、10.5ポイントとし、フォントについては必要に応じて変更して差し支えないが、ポイントの変更は認めない。

行数については、必要に応じて変更して差し支えないが、文字数や余白の変更は認めない。

必要があれば、図、写真等を用いても差し支えない。

6 その他留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は、事業計画書の提出をもって、本募集要項（資料を含む。以下同じ。）の記載内容および条件を承諾したものとみなす。なお、特に意見等がある場合は、事業計画書中にその旨を記載すること。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、応募のための検討以外の目的で使用することはできない。

(4) 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできない。

(5) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。ただし、誤字などの修正についてはこの限りではない。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

また、提出書類はすべて「船橋市情報公開条例」の規定に基づき公表するものとする。

(7) 失格事由

提出書類が次の①又は②に、応募者が次の③から⑤のいずれかに該当する場合は、当該応募者は失格とする。

①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④本募集要項に違反すると認められる行為があった場合

⑤応募者及びその関係者が本件提案について、選定委員に個別に接触する行為があった場合

第8 最適候補者及び次席者の選定方法について

1 選定委員会の設置

最適候補者及び次席者の選定に当たり、船橋市立リハビリテーション病院指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置した。

選定委員会の委員は次のとおりである。

- ・委員長 小山 秀夫 （国立保健医療科学院経営科学部長）
- ・副委員長 栗原 宣夫 （船橋市保健・医療・福祉問題懇談会長）
- ・委員 吉田 幸一郎 （社団法人船橋市医師会長）
- ・委員 新井 雅信 （茨城県立医療大学教授 附属病院副院長）
- ・委員 小澤 俊 （船橋市立医療センター副院長）
- ・委員 金 弘 （船橋市立医療センター救命救急センター長）
- ・委員 脇村 元夫 （みさき在宅介護支援センター管理者）
- ・委員 矢代 隆嗣 （有限会社アリエール マネジメント ソリューションズ代表）

- ・委員 阿萬 哲也 （船橋市健康福祉局長）
- ・委員 加藤 健 （船橋市健康福祉局健康部長）

2 選定委員会の公開

選定委員会の審議の透明性を確保するため、選定委員会は原則として公開する。（ただし、評価基準に関する審議内容については、事業計画書の提出期限までの間は非公開とする。）

3 審査方法

審査は、第1次審査及び第2次審査の2段階に分けて行う。

選定委員会は、第1次審査及び第2次審査を通じて、申請者から提出された事業計画書及び提出書類を総合的に審査し、最適候補者及び次席者を選定する。

4 審査手順

審査の手順は次のとおり。

(1) 第1次審査

ア) 資格審査

応募者の要件の適否について審査を行う。要件が満たされていない応募者は失格とする。

イ) 形式審査

以下の事項について審査を行う。要件が満たされていない応募者は失格

とする。

- ①必要書類が全て提出されていること。
- ②事業計画書概要及び事業計画書に、必要事項が全て記載されていること。
- ③前3事業年度の経営状況が健全であること。

ウ) 事業計画書概要の審査

事業計画書概要の審査を行い、第1次審査合格者3者を決定する。

(2) 第2次審査

ア) 事業計画書の審査

事業計画書の審査を行う。

イ) プレゼンテーション及びヒアリング

第1次審査合格者によるプレゼンテーション及び選定委員会ヒアリングを実施する。平成18年1月13日(金)に実施する予定であるが、時間・場所等の詳細については、第1次審査合格者に個別に通知する。

ウ) 最適候補者及び次席者の決定

第1次審査結果、第2次審査結果を総合評価し、最適候補者及び次席者を決定する。

5 審査事項

(1) 条例上の要件

船橋市立リハビリテーション病院条例(平成17年船橋市条例第48号)

第10条第1項に定める指定管理者の要件は、次のとおりである。

- ①事業計画書による本病院の管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- ②事業計画書の内容が本病院の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- ③事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- ④関係法令等を遵守するものであること。

(2) 審査基準

各提案内容については、以下の観点から評価を行う。

- ・本市が求める条件に合致しているか
- ・提案項目間の整合性が図られているか
- ・提案内容が具体的であって、かつ実現可能であるか
- ・患者様及び家族の視点に立った医療の提供であるか

第9 指定管理者指定条件

別紙 「指定管理者指定条件」を参照

第10 提案要求事項

1 基本的事項

(1) 本業務に当たっての基本方針

- ・応募の動機及び本業務に取り組む際の基本的な姿勢を教えてください

2 病院経営

(1) 経営戦略及び組織

ア) 経営戦略

①基本的な考え方

- ・本病院の経営戦略についてどのように考えていますか

②具体的な取組

- ・医療の質の向上についてどのように考えていますか
- ・病院の財務についてどのように考えていますか
- ・診療報酬改定等の医療環境の変化を見据えた将来的な方向性についてどのように考えていますか

イ) 組織

①マネジメント

- ・本病院の管理体制についてどのように考えていますか（組織図を添付すること）
- ・マネジメント人材の確保についてどのように考えていますか
- ・病棟や各部門の職場風土をどのように考えていますか
- ・苦情処理体制についてどのように考えていますか
- ・住民の経営参加についてどのように考えていますか

②チーム医療

- ・効果的なチーム医療を実現するためにどのようなことを考えていますか

(2) 人材

ア) 人材の育成

- ・人材の育成についてどのように考えていますか

イ) 人材の確保

- ・スタッフの採用方針について教えてください
- ・どのように必要な人材を確保しようとしているのか教えてください

ウ) スタッフ満足度の向上

- ・スタッフ満足度についてどのように考えていますか
- ・スタッフ満足度の評価についてどのように考えていますか
- ・スタッフ満足度の向上のための具体的な方策について教えてください

(3) その他

ア) 効率的な医療

①医療の標準化

- ・クリニカルパス、EBMについてどのように考えていますか

②コストの抑制

- ・総コストを抑制するためにどのようなことを考えているか教えてください

③第三者評価

- ・第三者評価の受審についてどのように考えていますか

④情報の透明性

- ・経営情報を始めとする情報の透明性についてどのように考えていますか

⑤在院日数

- ・在院日数についてどのように考えていますか

⑥医療情報システム

- ・電子カルテを始めとする情報システムの構築についてどのように考えていますか

イ) リスクマネジメント

①医療安全管理

- ・医療安全管理に関する考え方を教えてください

②院内感染

- ・院内感染対策に関する考え方を教えてください

ウ) コンプライアンス

①医療の非営利性

- ・医療の非営利性に関する考え方を教えてください

②個人情報の保護

- ・個人情報の保護に関する考え方を教えてください
- ・カルテ開示に関する考え方を教えてください

③社会的責任

- ・身体障害者の雇用を始めとする社会的責任に関する考え方を教えてください

3 実施する医療機能

(1) 回復期リハビリテーション

ア) 基本的な理解

- ・回復期リハビリテーションをどのように考えていますか
- ・回復期リハビリテーションの適用範囲をどのように考えていますか
- ・回復期リハビリテーションの評価をどのように考えていますか

- イ) 地域リハビリテーション
 - ・地域リハビリテーションをどのように考えていますか
 - ・東葛南部医療圏における課題をどのように考えていますか
 - ・地域リハビリテーション体制において、本病院が果たすべき役割をどのように考えていますか
 - ・地域リハビリテーション体制の推進に関する具体的な施策についてどのように考えていますか
- (2) 人員配置
 - ・本病院に配置する職種及び人員配置についてどのように考えていますか（病棟、外来、その他に分けて記載）
 - ・勤務体制についてどのように考えていますか（夜勤、交代制勤務体制）
- (3) 入院診療
 - ア) 医療
 - ①合併症等のリスク管理
 - ・合併症等のリスク管理についてどのように考えていますか
 - ②看護
 - ・病棟における看護についてどのように考えていますか
 - ③機能回復
 - ・機能障害、能力障害の改善についてどのように考えていますか
 - ・治療訓練の時間や頻度についてどのように考えていますか
 - イ) 精神的な支援
 - ・相談等を始めとする患者様と家族に対する精神的な支援についてどのように考えていますか
 - ウ) スタッフの接遇
 - ・スタッフの接遇についてどのように考えていますか
 - ・苦情対応についてどのように考えていますか
 - エ) 食事
 - ・食事についてどのように考えていますか
 - オ) 社会復帰に向けた支援
 - ・社会復帰に向けた支援をどのように考えていますか
- (4) 外来診療
 - ア) 外来診療方針
 - ・外来診療に関する基本方針を教えてください
 - イ) 外来診療体制
 - ・外来診療日や時間についてどのように考えていますか
 - ・外来予約についてどのように考えていますか

- ・外来の待ち時間の短縮方法についてどのように考えていますか
- (5) 地域の医療機関等との連携
 - ア) 急性期病院との連携
 - ・急性期病院との連携についてどのように考えていますか
 - イ) 維持期との連携
 - ・本病院に設けた地域連携室の活用についてどのように考えていますか
 - ・退院後の患者様と家族に対する支援についてどのように考えていますか
 - ウ) 地元医師会との連携
 - ・地元医師会との連携についてどのように考えていますか
 - エ) 地域の病院・診療所等との連携
 - ・地域の病院・診療所等との連携についてどのように考えていますか

4 施設及び設備

(1) 施設

- ア) 維持管理
 - ・施設の維持・管理に関する考え方を教えてください
- イ) 差額ベッド
 - ・差額ベッドについてどのように考えているか教えてください
- ウ) 売店・テレビ等
 - ・売店やテレビの利用料についてどのように考えているか教えてください

(2) 設備

- ア) 維持管理
 - ・設備の維持・管理に関する考え方を教えてください

5 準備計画

(1) 開院準備

- ア) 計画
 - ・開院準備計画に関する考え方を教えてください
- イ) 体制
 - ・開院準備体制に関する考え方を教えてください

(2) 段階的な病床の稼働

- ・段階的な稼働に関する考え方を教えてください

6 財務

(1) 収支見込

- ・開院1年前（平成19年度）から10年間の収支見込を作成してください

(2) 資金調達

- ・必要な資金の調達方法について教えてください

7 実績

(1) 第三者評価

- ・現在運営している病院が認定を受けている第三者評価の実績について教えてください

(2) 運営実績

ア) 現在運営している回復期リハビリテーション病棟について、以下の事項について記載してください（平成16年度実績）※端数については小数点以下第2位を四捨五入

- ・入院患者の疾患別割合（％）
- ・専門医の配置状況（人）
- ・患者様・家族満足度（％）
- ・在宅復帰率（％）
- ・平均在院日数（日）
- ・病床稼働率（％）
- ・1病床当たりの稼働額（日額）（円）
- ・入院時の発症後経過期間（日）
- ・入院の申込から入院までの期間（日）
- ・スタッフ満足度（％）
- ・スタッフ離職率（％）

(3) 財務状況

ア) 法人等全体の財務に関する以下の事項について、前3事業年度分作成してください。※端数については小数点以下第2位を四捨五入

指標	計算式
総合力	
・総資本対総利益率（％）	当期純利益／（負債＋資本）×100
・医業収益対当期純利益率（％）	当期純利益／医業収益×100
・総資本回転率（％）	医業収益／（負債＋資本）×100
・自己資本対当期純利益率（％）	当期純利益／資本×100
・財務レバレッジ（％）	（負債＋資本）／資本×100
収益性	
・医業収益対医業利益率（％）	医業利益／医業収益×100
・医業収益対経常利益率（％）	経常利益／医業収益×100
安全性	
・自己資本比率（％）	資本／（負債＋資本）×100
・流動比率（％）	流動資産／流動負債×100
・固定比率（％）	固定資産／資本×100
・固定長期適合率（％）	固定資産／（資本＋固定負債）×100